

# 寝具類等洗濯乾燥サービス

令和8年度も真庭市では、高齢や障がいなどの理由により、寝具類等の衛生管理が困難な方の布団・毛布・こたつ布団のクリーニングに対して料金を一部負担します。裏面もご覧ください。

## ●サービスを利用できる方●

### ①②③のどれかの条件を満たし、真庭市に住所のある在宅の方

① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方で次のどちらかに該当の方

- ・ 1人暮らし
- ・ 同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合

② 身体障害者手帳1級または2級を交付されている方で次のどちらかに該当の方

- ・ 1人暮らし
- ・ 同居する世帯員が75歳以上の高齢者のみの場合

③ その他の理由で寝具類の衛生管理が出来ない方  
(例：世帯全員が介護保険要支援・要介護認定を受けている方)

## ●負担内容●

当該年度に1回のみ4,500円分まで負担します

負担対象経費	
種類	掛け布団
	敷き布団
	毛布
	こたつ掛け布団
	こたつ敷き布団

のクリーニング費

- 各種類1枚までが対象となります。  
(例：掛け布団2枚の場合は、1枚は対象となりますが、もう1枚は対象となりません。)
- ※ 代金が4,500円を超える部分は、利用者でご負担ください。
- ※ 代金に布団カバーは含まれません。

## ●申し込み期間●

令和8年6月1日～令和8年8月31日（土日祝日は除く）

（クリーニング受付期間は令和8年6月1日～令和8年9月30日）

## ●お問い合わせ先●

高齢者支援課または各振興局地域振興課まで

健康福祉部高齢者支援課 電話 0867-42-1074

北房振興局地域振興課 電話 0866-52-2113

勝山振興局地域振興課 電話 0867-44-2925

落合振興局地域振興課 電話 0867-52-1111

美甘振興局地域振興課 電話 0867-56-2611

湯原振興局地域振興課 電話 0867-62-2011

蒜山振興局地域振興課 電話 0867-66-2510

申請の手順については裏面をご覧ください

## ●申請の流れ●

必ずクリーニングに出す前に真庭市役所へ申請してください

### 1. 申請

※最寄りの振興局・高齢者支援課まで  
申請書を提出してください。  
申請は8月末まで受付しています。



### 2. 審査・決定

※サービスの利用条件に該当しているか確認後  
利用券と交付決定通知書を送付します。



### 3. 業者に依頼

※決定通知書が届いたら市内登録クリーニング店へ  
依頼の電話をしてください。  
その際に必ず利用券を使うことを伝えてください。  
集配・クリーニング料金などについては  
クリーニング店とご相談ください。



### 4. クリーニング

※対象品のクリーニングを行ってください。  
負担額を超えるクリーニング代は  
利用された方がお支払ください。  
利用券は必ずクリーニング店に渡してください。

## ●市内登録クリーニング店●

店名	住所	電話番号	集配地区						
			北房	落合	久世	勝山	美甘	湯原	蒜山
旭栄舎クリーニング	鍋屋 2-4	0867-42-0378	○	○	○	○	○	○	○
神田クリーニング	久世 257-7	0867-42-1207		○	○	○			
忠政クリーニング	山久世 1426-6	0867-44-4753				○		○	

○：集配可能

注意：素材、仕立て方や大きさによって、料金が異なります。

集配を依頼する場合は、時間がかかることがあります。ご了承ください。